

## 6 試験及び成績査定

1 授業科目の単位計算方法は、前・後期それぞれ15週で計算し、1単位の履修時間を教室内及び教室外（学外実習）と併せて45時間とする。

(1) 講義や演習については、15ないし30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習・実技については、すべて実験室・実習室等で行うものとし、30ないし45時間の授業をもって1単位とする。

2 講義・演習及び実験・実習・実技の受講が実施回数の8割に満たないときは、科目担当者が認めた場合を除き、修得の認定をしない。

※ 30分以内の遅刻又は早退3回は、原則として欠席1回とみなす。

3 次の理由によって講義・実習等を欠席する場合は、公欠扱いになる。ただし、科目担当者が必要と認めた場合は、補講等を行う。

学生室で確認を受けた後、科目担当者に公欠届を提出すること（(2)及び(3)は証明できる書類を添付）。なお、実習中に下記の理由により欠席する場合は、各学科の指示に従うこと。

(1) 災害等による交通機関の不能

(2) 忌引き（証明できる書類が必要）

なお、忌引きによる欠席が認められる日数は、下表のとおり。

死亡した者	日数
1 親等（父、母、子）、配偶者	7日以内（土日を含む）
2 親等（兄弟姉妹、祖父母）	3日以内（土日を含む）
3 親等（おじ、おば）	1日

(3) 学校において予防すべき伝染病に罹った時（医師による診断書または登校許可証明書が必要）※病気の種類は、学生便覧を参照すること。

(4) その他教授会で認めるもの

4 成績については、次のとおりである。

秀・優・良・可・不可の5種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とする。成績の評価の区分は、100点満点としたとき、秀：100～90、優：89～80、良：79～70、可：69～60、不可：59点以下を目安とする。

### [試験に関する取り扱い]

#### 1 試験とは

静岡県立大学短期大学部は、学修の成果を評価するために学生の履修した授業科目について、試験の上、単位を与える。

試験は筆記による場合が多いが、科目担当者の判断によって、レポートあるいは口頭試験、実技テストのように他の方法によって評価を決定する場合もある。また、出席状況その他平素の成績も評価を行うための資料となる。

## 2 試験の種類

### (1) 定期試験

定期試験は、各学期の終了時（8月から9月及び2月）に実施される。ただし、通年科目は、学期ごとの試験を行わず、授業終了時にのみ試験を実施することがある。

定期試験時間割は、試験開始の10日前に掲示によって発表される。発表後も変更されることがあるので、掲示に注意すること。

(2) 臨時試験 定期試験期間以外に、授業中あるいは特別な時間を設けて臨時に試験を実施することがある。この場合、授業や掲示等で伝達されることが多いので、聞き漏らしや見落としのないように注意すること。

## 3 追試験

次の理由で試験を欠席した者については、追試験を願い出ることができる。

(1) 病気（ただし、原則として医師の診断書を要する）

(2) 忌引（日数は、死亡の日から1親等は7日以内、2親等は3日以内及び3親等は1日とする。）

(3) 就職・進学に関する理由（ただし、原則として7日前までに科目担当者又は学生室に追試験願を願い出た場合に限る）

(4) 公共交通機関の遅延（ただし、原則として遅延理由書を要する）

(5) その他やむを得ない事由（ただし具体的に事情の具申のあるもの）

なお、軽微な風邪等は、正式な理由と認められないので注意すること。

追試験を受けようとする者は、定期試験の当該科目試験終了の日から7日以内に、追試験願（用紙は学生室にある）にその事由を詳記し、医師の診断書またはその事由を証明する書類を添付し、学生室に願い出する。

## 4 再試験

授業科目の試験の成績が不可または不合格になった場合に、なお当該科目を修得したい者は再履修するのが原則である。しかし、科目担当者が必要と認める場合には、再試験を許可されることがある。再試験を受けようとする者は、成績発表の日から7日以内に再試験願を科目担当教員または学生室に提出する。再試験の成績の評価は、「可」以下となる。

## 5 受験上の注意

試験場内では、すべて監督者の指示またはあらかじめ指示されている事項に従わなければならない。定期試験の受験方法は次のとおりである。

(1) 筆記試験を受験する際は、机上に学生証を提示すること。（筆記試験以外でも学生証によって出席確認をするので、常時、学生証を携帯しておくこと。）

(2) 筆記試験では試験開始から10分経過以後の入室は原則として認めない。

(3) 筆記試験では試験開始から30分経過するまでは、原則として退室を認めない。

(4) 当該科目担当者の判断によって、受験上、不正行為と認められた者は、退場しなければならない。

なお、上記(1)～(3)について各試験の際に、別に指示がある場合は、それに従うこと。